

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	整備技術利用仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	衛星妨害状況把握装置 ----- 技術支援	大承認 作成 改正 作成部隊等名	3補LPS-X58410-1 令和 年 月 日 令和 4年11月 7日 令和 5年11月 6日 令和 年 月 日 第3補給処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、衛星妨害状況把握装置に関する整備技術利用において、官側に不足する技術及び事業管理手法の技術支援について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00010によるほか、次による。

1.2.1

衛星妨害状況把握装置

衛星妨害状況把握装置1型及び衛星妨害状況把握装置2型

1.2.2

衛星妨害状況把握装置製造会社

衛星妨害状況把握装置の設計、製造、試験に係る契約会社

1.2.3

技術支援

衛星妨害状況把握装置製造会社が行う事業管理及びシステム・エンジニアリング活動に対し、技術的分析及び評価並びに問題点及び解決策についての助言等を官側に行う

1.2.4

各種管理

計画管理、品質管理、リスク管理、資料管理及び保全管理

1.2.5

著作権等

著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利）及びその他の権利

品名	衛星妨害状況把握装置 技術支援
----	-----------------

1.2.6

官給品等

契約の相手方が当該契約の履行のために支給又は貸与を受ける材料、部品、機器、治工具、測定具等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。）

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、入札書又は見積書の提出後引用文書に改正等があり、適用させる必要がある場合は、分任支出負担行為担当官（以下、“分支机构”という。）を通じて調達要求元と協議する。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 規格

J I S P 0 1 3 8 紙加工仕上寸法

J I S X 6 2 4 9 80 mm (1.46 GB／面) 及び120 mm (4.70 GB／面)
DVD レコーダブルディスク (DVD-R)

b) 仕様書

C & L P S - Y 0 0 0 1 0 整備技術利用共通仕様書

c) 法令等

著作権法（昭和45年法律第48号）

秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁
(事) 第137号 令和4年3月31日）

I T 利用装備品等及びI T 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・
リスクへの対応について（通知）（装管調第807号令和3年1月21日）

航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達（昭和57年航空自衛隊達第5号）

d) 技術資料

技術資料は、表1に示す。

2 役務に関する要求

2.1 役務期間及び役務時間

a) 役務期間は令和6年3月26日から令和7年11月30日まで。

b) 役務時間は18 135時間を基準とする。

2.2 役務実施場所及び人日数

役務実施場所及び人日数は、表2を基準とする。

品 名	衛星妨害状況把握装置 技術支援
-----	-----------------

表2－役務実施場所及び人日数

役務実施場所	人日数（基準）		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
宇宙作戦群（府中基地）	・ 無し	36人日	30人日
宇宙作戦群（防府北基地）	3人日	42人日	32人日
航空幕僚監部（市ヶ谷基地）	13人日	892人日	752人日
契約相手方事業所等	無し	240人日	232人日
衛星妨害状況把握装置展開地（入間基地）	無し	68人日	無し

注記 役務実施場所における人日数を基準とし、同一日に複数箇所において役務を行うことを妨げない。
 原則として、土曜日、日曜日及び祝日の役務は実施しない。
 なお、1日の役務時間は、官側日課時限の7時間45分（7.75時間）を基準とする。

2.3 役務の内容

契約の相手方は、表3に示す項目の技術支援を実施する。

2.4 役務の実施体制

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（技術員）を確保すること。
- b) 技術員は、表4に示す資格を有すること。
- c) 技術員は、b)に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経験、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- d) 技術員は、他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

2.5 技術員の改善

技術員の改善は、C&LPS-Y00010の2.3による。

2.6 役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応

本役務の実施に当たり、契約の相手方（下請負業者、再委託先等を含む。）は、IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）に基づき、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行う。

品 名	衛星妨害状況把握装置 技術支援
-----	-----------------

3 監督・検査

監督及び検査は、分支担官の定める監督・検査実施要領に基づき実施する。

4 その他の指示

4.1 提出書類

4.1.1 実施計画書

契約の相手方は、契約締結後速やかに実施管理体制、実施線表及び各種管理を記載した実施計画書を作成し、航空幕僚監部防衛部計画第2課長（以下、“計画2課長”という。）及び第3補給処資材計画部長の確認を得て、分支担官の承認を受けた後、表5のとおり提出する。

4.1.2 支援成果報告書

契約の相手方は、2.3に関する支援結果を取りまとめた支援成果報告書を作成し、計画2課長の確認を受けた後、表5のとおり提出する。

4.1.3 技術員届

契約の相手方は、実施計画書と併せて、表4に示す資格要件を満たすことを証明する臨時技術員届をC&LPS-Y00010の3.1により作成し、計画2課長の確認を受けた後、分支担官へ3部提出し、確認を得る。

なお、役務実施に当たっては、臨時技術員に携行させ、監督官の確認を受ける。

4.2 図書の貸与

契約の相手方は、必要に応じて計画2課長と調整し、許可を得た範囲で官側の保有するデータ、資料及び表1に示す技術資料の貸与を受ける。ただし、技術資料に官側が有する以外の著作権等が含まれている場合は、当該権利を有する第三者との間で著作権等を侵害することのないよう必要な措置を講じ、申請書に証明できる書類を添付しなければならない。

4.3 立入制限場所への立入

契約の相手方は、部隊等の長が定めた立入制限場所への立入を必要とする場合は、航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達に基づき、申請し許可を受けなければならない。

4.4 秘密保全

契約の相手方は、役務の実施に当たり、直接又は間接に防衛省の定める秘密事項に関する場合は、秘密保全に関する訓令によるほか、分支担官の定めるところにより秘密保全を行う。

4.5 情報保全

契約相手方は、この契約の履行に当たり、知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、防衛省が保護を要さないと確認していない一切の情報をいう。）その他の非公知の情報（以下、“保護すべき情報等”

品 名	衛星妨害状況把握装置 技術支援
-----	-----------------

という。) の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達)における別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項”及び添付資料“調達における情報セキュリティ基準”に基づき(保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて)，適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、防衛省が保護を要さないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に對して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

4.6 著作権等

著作権等は、次による。

- a) 契約の相手方は、この契約を履行するに当たり、第三者が有する著作権を侵害するとのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- b) 契約の相手方は、この契約において作成した著作物が第三者の著作権を侵害しているとして、第三者が官側に対して損害賠償請求、差止請求等を行ったときには、当該第三者との交渉、訴訟等の対応を行うとともに、対応に要した損害賠償金、見舞金、訴訟費用、弁護士費用、諸費用等の金額を負担しなければならない。
- c) この契約において作成した著作物において、著作権が発生する場合、その権利は次による。ただし、官側は納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲において、翻訳、翻案、複製及び貸与(以下、“利用”という。)することが可能である。
 - 1) 契約の相手方は、著作権法に規定された著作権(財産権)(著作権法第27条及び第28条の権利の譲渡も含む。)を官側に譲渡しなければならない。
 - 2) 契約の相手方が契約以前から有していた著作物の著作権等は、契約の相手方に留保する。ただし、官側はこれらの著作物を、契約の相手方の同意のもと、守秘義務を課したうえで第三者に利用させることが可能である。この場合、契約の相手方は、正当な理由がない限り同意を拒んではならない。
 - 3) 契約の相手方は、官側に対し著作人格権を行使しない。ただし、官側の承認を得た場合には、この限りではない。

品 名	衛星妨害状況把握装置 技術支援
-----	-----------------

- 4) 契約の相手方は、著作権等の帰属等に関し疑義が生じた場合は、その都度官側と協議して解除する。また、協議において取り決めを行った場合、契約の相手方は、取り決めた文書を速やかに官側に提出し、確認を受けなくてはならない。

4.7 官側における支援

契約の相手方は、次の事項について官側の支援を必要とする場合は、監督官と調整し、許可を得た範囲で支援を受ける。

- a) 官側の保有するデータ、資料及び表1に示す技術資料の閲覧に関する事項
- b) 基地内敷地、施設及び設備備品の使用
- c) 会社搬入器材等の保管場所の提供
- d) 衛星妨害状況把握装置設置場所の立入に関する事項
- e) 基地内敷地及び施設で役務を実施する場合の電力及び水の使用
- f) 衛星妨害状況把握装置製造会社への立入調整
- g) その他、官側が必要と認めた事項

4.8 器材及び材料

技術支援に必要な器材及び材料は契約の相手方が準備する。

表 1-技術資料

番号	技術資料名	秘登録番号
1	衛星妨害状況把握の調査研究に関する報告資料	—
2	衛星の安定的な運用に資する訓練用装置に係る調査研究 調査研究報告書	—
3	宇宙状況監視運用システムのシステム設計書	—
4	宇宙状況監視運用システムのシステム設計書 別冊 ^{a)}	空幕装(技)秘 第30-9号
5	宇宙状況監視運用システムのインターフェース管理図面	—
6	衛星妨害状況把握装置1型 運用要求書「注意」	—
7	衛星妨害状況把握装置1型 運用要求書の諸元等 ^{a)}	空幕防秘 第2-29号
8	衛星妨害状況把握装置1型 別冊「部内限り」	—
9	衛星妨害状況把握装置1型 調達要領指定書 別冊「部内限り」	—
10	衛星妨害状況把握装置2型 運用要求書「注意」	—
11	衛星妨害状況把握装置2型 運用要求書の秘密区分内容 ^{a)}	空幕計2秘 第3-6号
12	衛星妨害状況把握装置2型 別冊「部内限り」	—
13	衛星妨害状況把握装置2型 調達要領指定書 別冊「部内限り」	—
注記 貸付申請時における最新版を貸し付ける。		
注 ^{a)} 秘密		

表3－役務の内容

番号	技術支援項目
1	事業管理に係る技術支援
1-1	事業計画並びに各種管理に係る技術支援
1-1-1	事業計画（複数の事業計画間の整合性を含む。）
1-1-2	各種管理
1-2	会議等における技術支援
1-2-1	連絡調整会議 ^{a)}
1-2-2	その他官の指定する各種調整、会議
1-3	その他事業管理に係る技術支援
2	周波数利用に係る民間衛星運用組織 ^{b)} との調整時における技術支援
3	維持管理体制等に係る情報提供
3-1	初期動作の確認に必要な情報提供
3-1-1	監視収集可能な対象衛星リストの作成・提供
3-1-2	初期捕捉の確認に必要な情報提供
3-1-3	地上放射位置標定の確認に必要な情報提供
3-1-4	その他必要な初期動作の確認に必要な情報提供
3-2	技術動向に係る情報提供
3-2-1	衛星妨害状況把握装置に係る最新技術及び将来技術の情報提供
3-2-2	衛星妨害状況把握装置の概念・原理に係る技術知識の提供
注 ^{a)} 事業の進捗に影響を及ぼす可能性がある要処置事項について審議し、衛星妨害状況把握装置の推進を図る会議	
注 ^{b)} 衛星及び地上局を運用する民間企業	

表4－資格要件

番号	資格要件
1	次の資格を保有していること。 総務省に登録された有資格者であり、登録されている資格の種類が次に示すいずれかに含まれること。 (1) 電気・通信用機器類及び電子計算機類に関する物品の製造 (2) 電気・通信用機器類及び電子計算機類に関する物品の販売 (3) 調査研究、情報処理及びソフトウェア開発に関する役務の提供
1-1	
1-2	技術支援を実施する部署において、ISO／IEC 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）又はこれと同等の認証を取得していること。
2	衛星妨害状況把握装置の設計及び製造に係る各種ドキュメントを評価及び分析するのに十分なプロジェクトマネジメント知識体系及び工学的知見（通信衛星ダウンリンク測定・分析技術、レーダー波観測・分析技術、干渉波検出・分析技術、干渉波発信源位置特定に関する技術）を有し、必要に応じて速やかな技術支援が実施できること。
3	衛星妨害状況把握装置の設計及び製造に係る次の問題把握能力を有すること。
3-1	航空自衛隊の指揮統制、運用、後方業務及び衛星妨害状況把握装置が連携する関連システム等に関する事業を理解することができる。
3-2	事業遂行上、生起した問題について、原因探求及び事業に係る他の事項等への影響度合いを分析する能力を有すること。
3-3	事業遂行上の潜在的な問題点の抽出、潜在的要因の分析、当面の対応策及び根本的な対応策が策定できること。
3-4	COTSソフトウェア製品を組み込んだ開発ソフトウェアの維持に関すること。
3-5	官側が、衛星妨害状況把握装置製造会社に対して行う技術的指導において、第三者的な立場で技術的助言がされること。
4	衛星妨害状況把握装置に関連して衛星に係る次の知見を有すること。
4-1	被干渉調査の妥当性を判断する能力及び一般的に静止通信衛星が使用する周波数帯域（C帯～K a 帯）に対する試験に対して技術的助言ができる能力を有していること。
4-2	静止通信衛星のダウンリンク監視業務の実績が1年以上あること。
4-3	C帯、X帯、K u 帯及びK a 帯の静止衛星の使用状況及び位置評定の観測器材を有し、使用状況及び位置評定に関する資料を提供できる能力を有すること。
4-4	衛星搭載レーダーの受信及び送信機（較正検証用含む。）の開発実績、衛星搭載S A Rの較正・検証業務に従事した実績を有すること。
4-5	衛星の較正・検証計画を主導した実績及び衛星搭載レーダーに関する資料を提供できる能力を有すること。
4-6	事業遂行上、顕在化した問題だけでなく、潜在的な問題を含めて、それらを官側の立場で認識し、最適な解決手段を選択し、官側に提示できること。

表4－資格要件（続き）

番号	資格要件
5	本業務の契約会社と衛星妨害状況把握装置製造会社は関連企業ではないこと。
6	技術支援における具体的な実施業務事項、実施要領等を自らが策定、提示することにより、官側の実施する事業管理を支援できること。
7	海外衛星の機能情報を入手するために、ITU（国際電気通信連合）ファイリングデータにアクセスできること。

表5－提出書類

番号	名 称	提出時期	提出先	提出媒体	部数
1	実施計画書	契約締結後、速やかに	計画2課長	印刷物	1
				DVD-R ^{a)}	1
			分支担当	印刷物	1
2	支援成果報告書	納期までに	計画2課長	DVD-R ^{a)}	1

注記 印刷物の規格は、JIS P 0138のA列4番とする。

注^{a)} 媒体の規格は、JIS X 6249とし、ファイル形式は、WORD等編集可能なもの及びPDF型式を基準とする。

情報セキュリティ指定書	統制番号	M05J-021AJGDE-NS7-0002
	調達要求番号	DP23515Y140010~0010
	調達要求年月日	令和5年11月14日
	作成部課	第3補給処資材計画部資材計画課
	作成年月	令和5年11月14日
件名	衛星妨害状況把握装置 技術支援	
仕様書番号	3補LPS-X58410-1	

1 保護すべき情報の管理

契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(防装庁(事)第137号。令和4年3月31日)別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項に基づき適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報

保護すべき情報を次のとおり指定する。

番号	保護すべき情報	防衛省が提供した 保護すべき情報	契約相手方において 新たに作成する情報の うち、保護すべき情報 又は作成が見込まれる 保護すべき情報	備考
1	貸付文書のうち、機能 及び性能に関する情 報	・衛星妨害状況把握装置 1型 運用要求「注意」 ・衛星妨害状況把握装置 2型 運用要求「注意」	—	—
2	当該契約の履行の一 環として収集、整理、 作成等した一切の情 報(番号1で指定した 保護すべき情報及び 特定資料又は特定物 件除く。)	—	—	—

以下余白